

議員提出議案第5号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第
13条の規定により、上記の議案を提出する。

令和2年5月18日

提出者 白本和久

賛成者 吉波伸治

〃 中浦新悟

〃 浜田佳資

〃 恵比須幹夫

〃 山田耕三

〃 上村京子

〃 中嶋宏明

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20
年9月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 令和2年6月に支給する期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。